

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(平成27年9月25日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社（以下「公社」という。）定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第13条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤役員に業務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 報酬は、月額とし、別表第1に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定する報酬は、その月分を当該月の公社職員の給与の支給日に支給する。

(期末手当)

第4条 常勤役員に期末手当を支給する。

- 2 期末手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、それぞれ基準日の属する月の別表第2に定める日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は土曜日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。
- 3 期末手当の額は、報酬額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、別表第3に定める割合に乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員で交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である常勤役員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員で自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である常勤役員を除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる常勤役員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による、その者の1箇月の通勤の要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1の額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
 - (2) 前項第2号に掲げる常勤役員 その者の自動車等の使用距離に応じて、別表第4の自動車等による通勤手当の支給額表に定める額
- 3 前2項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の届出、認定及び支給に関して必要な事項は、公社職員の例による。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員及び評議員が、理事会、評議員会及び公社の業務に必要な会議に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「会議等」という。）は、費用を弁償する。

- 2 国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する職（一般職及び特別職）に在任する非常勤役員及び評議員については、交通費のみを支給することができる。

(費用弁償の内容及び支給方法)

第7条 この規程に定める費用弁償とは、日当及び交通費を合わせたものをいう。

- 2 費用弁償のうち日当は5,000円とする。
- 3 費用弁償のうち交通費は、役員等の住所地に応じ別表5に掲げる額とする。ただし、

費用弁償のうち交通費は同日に会議等が複数開催される場合であっても重複しての支給はしない。

4 費用弁償は会議等に出席する都度、現金により支給する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日公社規程第9号)

この規程は、平成29年6月23日に施行し、平成29年7月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

常勤役員の報酬

区 分	報 酬 額
理 事 長	月額 304,900円
副 理 事 長	
常 務 理 事	

別表第2 (第4条関係)

基 準 日	支 給 日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

別表第3 (第4条関係)

常勤の役員の区分	役職加算額
理 事 長	20%
副 理 事 長	
常 務 理 事	

別表第4 自動車等による通勤手当支給表（第5条関係）

片道の使用距離\種類	自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車
2 km 以上 5 km 未満	3, 300円
5 km 以上 10 km 未満	5, 500円
10 km 以上 15 km 未満	9, 800円
15 km 以上 20 km 未満	13, 300円
20 km 以上 25 km 未満	16, 700円
25 km 以上 30 km 未満	20, 000円
30 km 以上	23, 000円

別表第5（第7条関係）

住所地	交通費
熊本市、玉名市、玉東町、山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、宇城市、宇土市、大津町及び西原村	3, 000円
その他	5, 000円